

令和5年度第2回
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議

令和5年10月10日（火）

【第1部】 幹部会議内
第一会議室

【第2部】 13:15～14:20
オンライン

【第1部】（幹部会議で「地域包括ケア推進本部」からの報告事項として実施）

報告事項

- ① 関東信越厚生局推進本部員の変更について
- ② 地域包括ケア推進業務の実施状況及び今後の予定
- ③ 地域包括ケアの推進に資する情報の収集について
- ④ 自治体に対する定例報告の情報提供について

（資料）幹部会議「資料4」として配布

【第2部】地域包括ケアに関する講演会（オンライン）

1 開会

2 講演

「地域包括ケアシステムこれまでの進展とさらなる構築支援」

公立大学法人埼玉県立大学 理事長

田中 滋 氏 （慶應義塾大学名誉教授）

3 質疑応答

4 閉会

（資料）講義資料（埼玉県立大学田中理事長）_配布版

令和 5 年 1 0 月 〇 日

地域包括ケア推進課

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程の改正について

第 1 改正の要旨

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議について、効率的かつ効果的な会議とするため、関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程別紙を別添の新旧対照表のとおり改正する。

第 2 改正の概要

1 総務管理官及び総務課長の本部員への追加

地域包括ケアシステムの構築の推進に当たっては、局全体で対応することが必要であることから、現在本部員がいない総務関係の役職から総務管理官及び総務課長を本部員に追加する（規程別紙）。

2 医療構造改革推進官、健康福祉課長補佐、医事課長補佐、地域包括ケア推進課地域支援事業係長、地域包括ケア推進課主査、地域支援事業係員及び医療介護連携推進係員の本部員とする役職からの削除

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程別紙には、現在 3 0 の役職が本部員とされており、また、医療構造改革推進官、健康福祉課長補佐、医事課長補佐、地域支援事業係員及び医療介護連携推進係員は、それぞれ所属課より課長等が本部員とされていることを踏まえ、上記 5 つの役職を本部員とする役職から削除する（規程別紙）。

なお、医療構造改革推進官、健康福祉課長補佐及び医事課長補佐は、地域包括ケア推進課併任職員であることに変更はない。

また、設置規程第 4 条には、推進本部の庶務は、地域包括ケア推進課において処理するとされていることから、地域包括ケア推進課地域支援事業係員及び医療介護連携推進係員は、推進本部の庶務の役割を担う。

第 3 実施（施行）期日

第 2 に掲げる改正後の規定は、局内決裁日から実施（施行）するものとする。

改正案	現行
<p>(別紙) 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部員とする役職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部長（副本部長） ・<u>総務管理官</u> ・指導総括管理官 ・<u>総務課長</u> ・企画調整課長 ・健康福祉課長 ・医事課長 ・地域医療構想等推進専門官 ・地域包括ケア推進課長 ・上席地域包括ケア推進官 ・地域包括ケア推進課長補佐 ・地域包括ケア推進官 ・管理課長 ・医療課長 ・調査課長 ・指導監査課長 ・茨城事務所長 ・栃木事務所長 ・群馬事務所長 ・千葉事務所長 ・東京事務所長 ・神奈川事務所長 ・新潟事務所長 ・山梨事務所長 	<p>(別紙) 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部員とする役職</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部長（副本部長） ・指導総括管理官 ・企画調整課長 ・<u>医療構造改革推進官</u> ・健康福祉課長 ・<u>健康福祉課長補佐</u> ・医事課長 ・<u>医事課長補佐</u> ・地域医療構想等推進専門官 ・地域包括ケア推進課長 ・上席地域包括ケア推進官 ・地域包括ケア推進課長補佐 ・地域包括ケア推進官 ・<u>地域支援事業係長</u> ・<u>地域包括ケア推進課主査</u> ・<u>地域支援事業係員</u> ・<u>医療介護連携推進係員</u> ・管理課長 ・医療課長 ・調査課長 ・指導監査課長 ・茨城事務所長 ・栃木事務所長 ・群馬事務所長 ・千葉事務所長 ・東京事務所長 ・神奈川事務所長 ・新潟事務所長 ・山梨事務所長

- 長野事務所長
- その他本部長が必要と認めた者

- 長野事務所長
- その他本部長が必要と認めた者

(案)

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程

平成28年 4月 1日制定
平成28年 7月12日改正
平成30年 7月10日改正
平成31年 4月 8日改正
令和 2年 1月14日改正
令和 2年 4月 1日改正
令和 4年 4月 4日改正
令和 5年10月 〇日改正
関東信越厚生局長 伺 定め

(設置目的)

第1条 関東信越厚生局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の視点から都県及び市区町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施することを目的として、関東信越厚生局（以下「局」という。）に「地域包括ケア推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、厚生労働本省、都県と連携しつつ、管轄区域内の市区町村における地域包括ケアシステムの取組みを推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、局による効果的な業務の実施を図る。

(組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長、本部員及び参与を置く。

- (1) 本部長は、関東信越厚生局長をもって充て、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、関東信越厚生局健康福祉部長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、別紙に掲げる職にある者をもって充て、本部長の指示を受けて所掌事務を行う。
- (4) 参与は、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体担当者等から外部有識者としての助言を得るため、推進本部長が委嘱し、必要に応じて会議に招集する。

(庶務)

第4条 推進本部の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

(開催等)

第5条 推進本部の会議は本部長が招集し、半期に1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年7月12日から施行する。

この規程は、平成30年7月10日から施行する。

この規程は、平成31年4月8日から施行する。

この規程は、令和2年1月14日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月4日から施行する。

この規程は、令和5年10月〇日から施行する。

(別 紙)

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部員とする役職

- ・ 健康福祉部長（副本部長）
- ・ 総務管理官
- ・ 指導総括管理官
- ・ 総務課長
- ・ 企画調整課長
- ・ ~~医療構造改革推進官~~
- ・ 健康福祉課長
- ・ ~~健康福祉課長補佐~~
- ・ 医事課長
- ・ ~~医事課長補佐~~
- ・ 地域医療構想等推進専門官
- ・ 地域包括ケア推進課長
- ・ 上席地域包括ケア推進官
- ・ 地域包括ケア推進課長補佐
- ・ 地域包括ケア推進官
- ・ ~~地域支援事業係長~~
- ・ ~~地域包括ケア推進課主査~~
- ・ ~~地域支援事業係員~~
- ・ ~~医療介護連携推進係員~~
- ・ 管理課長
- ・ 医療課長
- ・ 調査課長
- ・ 指導監査課長
- ・ 茨城事務所長
- ・ 栃木事務所長
- ・ 群馬事務所長
- ・ 千葉事務所長
- ・ 東京事務所長
- ・ 神奈川事務所長
- ・ 新潟事務所長
- ・ 山梨事務所長
- ・ 長野事務所長
- ・ その他本部長が必要と認めた者

令和 5 年 10 月 10 日

令和 5 年度 関東信越厚生局地域包括ケア推進事業の実施状況及び今後の予定について

1. 会議等の実施

(1) 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議

【実施結果】

- 令和 5 年度第 1 回地域包括ケア推進本部会議
 - ア. 日 程 令和 5 年 4 月 11 日 (13:15~14:20)
 - イ. 開催場所及び方法 第一会議室 対面及びオンライン
 - ウ. 出席者 (講義部分) 本部員及び聴講希望職員 計 64 名
(会議部分) 本部員 計 30 名
 - エ. 実施概要 外部講師による在宅医療・介護連携をテーマに講義
地域包括ケア推進事業の今年度の実施予定の説明

- 令和 5 年度第 2 回地域包括ケア推進本部会議
 - ア. 日 程 令和 5 年 10 月 10 日
 - イ. 実施概要 第一部 幹部会議内にて報告
第二部 外部講師による講義 (オンライン)

(2) 地域包括ケア推進都県協議会

【実施結果】

- 令和 5 年度第 1 回地域包括ケア推進都県協議会
 - ア. 日 程 令和 5 年 5 月 30 日 (13:30~17:00)
 - イ. 開催場所及び方法 第一会議室 対面及びオンライン
 - ウ. 出席者 各都県地域包括ケア担当職員等 計 51 名
 - エ. 実施概要 各都県からの取り組み報告及び意見交換
第 9 期介護保険 (支援) 事業計画の策定について、本省専門官からの説明及び意見交換

(3) 都県協議会分科会

【実施結果】

- 令和 5 年度第 1 回地域包括ケア都県協議会分科会
 - ア. 日 程 令和 5 年 9 月 4 日
 - イ. 開催方法及び方法 第一会議室 対面及びオンライン
 - ウ. 参加者 各都県事務担当者 計 20 名
 - エ. テーマ 保険者機能強化推進交付金等に係る意見交換会
 - オ. 実施概要 本省専門官から説明及び意見交換

【実施予定】

- 在宅医療介護連携をテーマに開催に向けて検討中。

(4) さいたま新都心意見交換会

【実施結果】

- 第10回さいたま新都心意見交換会

ア. 日 程 令和5年6月23日

イ. 開催場所及び方法 さいたま新都心合同庁舎1号館8階 共用会議室8-1

ウ. 参加機関 関東農政局、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局
関東地方更生保護委員会 関東信越厚生局（地域包括ケア推進課・健康福祉課） 計 26名

エ. 実施概要 当局及び各機関から関連施策の報告及び意見交換、当課及び事業者より老健事業の説明・依頼

2. セミナー等普及啓発事業等の実施

(1) 地域包括ケア応援セミナー

【実施予定】

- 認知症をテーマに12月頃の開催に向けて検討中。

(2) 事例研究会

【実施結果】

- 令和5年度 地域包括ケア事例研究会

ア. 日 程 令和5年7月10日

イ. 開催場所及び方法 さいたま新都心合同庁舎1号館 多目的室

ウ. 参加者 管内市区町村の生活支援コーディネーター及び事業担当の自治体職員 計61名（うち都県8名）

エ. 実施概要 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置事業及び協議体の設置・運営（集合形式）

【実施予定】

- 地域ケア会議をテーマに開催に向けて検討中。

3. 他省庁等と連携

(1) 地方支分部局との連携

【実施予定】

関東経済産業局

- ① ガバメントピッチ（令和5年12月中旬実施予定）

関東経済産業局が主催するガバメントピッチに関東信越厚生局等が協力予定。

自治体が地域企業と取り組みたいヘルスケア分野の課題・ニーズを発表し、応

える企業からの提案を募集し、自治体との個別マッチングを行うことを目的とする。

② 定例打合せ（毎月）

4. 補助金等の業務

(1) 地域支援事業交付金執行事務

地域支援事業交付金について、老健局と連携を図りながら、地域支援事業交付金交付要綱に基づく管内都県の交付決定事務を行う。

【実施】 令和5年6月 当初交付申請依頼、令和4年度実績報告申請依頼

令和5年7月～8月 当初交付申請書の審査、令和4年度実績報告書の審査

令和5年9月～10月 交付決定、過年度分の再確定依頼

【日程】 令和5年11月 総合事業調整交付金所要額調査依頼

令和5年12月 変更交付申請事前協議依頼

令和5年12月～令和6年1月 総合事業調整交付金所要額調査書類の審査、
変更交付申請事前協議書類の審査、変更交付申請依頼

令和6年1月 令和4年度実績報告の確定決裁、過年度分の再確定

令和6年2月 変更交付申請書の審査

令和6年3月 変更交付決定

(2) 地域医療介護総合確保基金（介護施設整備分・介護人材確保分）関係業務

老健局と連携を図りながら、管内都県に対するヒアリング及び交付決定等の事務を行う。

【実施】 ・管内都県ヒアリング

令和5年度のヒアリングは中止とされた。

・現年度予算交付決定

令和5年5月 1次協議書の提出依頼

令和5年6月～9月 1次協議書の回収、審査

・過年度予算交付確定

令和5年4月 実績報告書の回収

令和5年4月～8月 実績報告書の審査

【日程】 ・現年度予算交付決定

令和5年10月 内示予定（本省）

令和6年1月 交付申請書の提出依頼、審査

令和6年2月中旬 交付決定

・過年度予算交付確定

令和5年10月 実績報告の確定

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

保険局と連携を図りながら、後期高齢者医療財政調整交付金における特別調整交付金審査事務の実施、一体的実施事業の状況調査及びヒアリングを行う。

- 【実施】令和5年4月～6月 審査研修会への参加等
 令和5年6月～9月 実績報告提出・審査・保険局への回送
 令和5年6月～9月 当初交付決定に係る事前申請・審査・保険局への回送
- 【日程】令和5年12月 当初交付決定・支払（本省）
 令和5年12月～1月 変更交付決定に係る事前申請・審査
 令和5年10月～1月 ヒアリング・意見交換会の実施
 令和6年2月 変更交付決定に係る申請書審査・保険局への回送
 本省へのヒアリング結果の報告
 令和6年3月 変更交付決定・支払（本省）
 ヒアリング公表

5. 自治体を対象とした伴走支援

(1) 地域づくり加速化事業

内容	厚生局主導型					老健局主導型	
	茨城県水戸市	栃木県宇都宮市	群馬県みなかみ町	埼玉県川越市	新潟県新発田市	栃木県壬生町	山梨県富士川町
支援テーマ	短期集中予防サービス 通いの場	介護予防ケアマネジメント 短期集中予防サービス 通いの場	通いの場	地域ケア会議	短期集中予防サービス 生活支援体制整備事業	上限超過型	フォローアップ型
1回目支援	令和5年8月17日	令和5年8月7日	令和5年9月29日	令和5年9月14日	令和5年10月2日	令和5年9月22日	令和5年10月16日
2回目支援	令和5年10月24日	令和5年10月12日	令和5年12月5日（PM）	令和5年12月6日	令和5年11月24日	令和5年11月13日	令和6年1月29日
3回目支援	令和6年1月18日	令和5年12月21日	令和6年2月6日（PM）	令和6年2月7日	令和6年2月1日	令和6年1月25日	—

(2) 在宅医療・介護連携推進支援事業

○ 令和5年度管内の選定自治体：水戸市

（1回目支援）10月4日、（2回目支援）10月12日

今後の支援日は未定

6. 老人保健健康増進等事業の実施

(1) 令和5年度老人保健健康増進等事業の実施

① 地域支援事業における地域の社会資源の活用と庁内連携に関する調査研究事業

- 【日程】令和5年9月25日 第1回検討委員会
 令和5年11月（予定） 第2回検討委員会
 令和5年2月（予定） 第3回検討委員会
 令和5年3月（予定） 報告会

② 介護予防に資するアウトリーチの手法にかかる医療専門職と介護関係者の連携の在り方に関する調査研究事業

【日程】令和5年10月3日 第1回検討委員会

令和5年11月（予定） 第2回検討委員会

令和6年1月（予定） 第3回検討委員会

令和6年3月（予定） 報告会

7. 認知症サポーター養成講座の開催

【開催予定】

○ 本局

ア. 日 程 令和5年10月30日

イ. 場 所 さいたま新都心合同庁舎1号館10階 共用会議室10

ウ. 参加機関 関東管区行政評価局、関東財務局、関東経済産業局、関東農政局、関東地方整備局、関東地方厚生保護委員会、関東地方環境事務所、人事院関東事務所、埼玉労働局、国税局

【都県事務所開催予定】 山梨事務所 11月13日

栃木事務所 11月17日

千葉事務所 11月20日

茨城事務所 12月19日

8. その他、本省事業への協力等

(1) 介護保険事業（支援）計画関係業務

【実施予定】

第8期計画の進捗管理状況及び第9期計画の作成状況のヒアリングを実施（令和5年11月）

(2) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金にかかる分析

【実施結果】（再掲）

都県担当者を対象に保険者機能強化交付金等に係る意見交換会を実施。厚生局独自で分析した結果を共有。

○ 令和5年度第1回地域包括ケア都県協議会分科会（再掲）

ア. 日 程 令和5年9月4日

イ. 参加者 各都県事務担当者 計20名

ウ. 実施概要 都県担当者を対象に保険者機能強化交付金等に係る意見交換会を実施。厚生局独自で分析した結果を共有。

地域包括ケアシステム

これまでの進展とさらなる構築支援

- 2023年10月10日
- 関東信越厚生局
- 埼玉県立大学・慶應義塾大学
- 田中 滋

10/10/2023 版權 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

1

急性期入院患者ボリュームゾーンの変化

- 2020年代の課題：入院前にフレイルor要介護・認知症
 - 急性症状→マルチモビディティや介護ニーズへの対応が主目的ではない急性期病床入院→ADL/IADLの著しい悪化→在宅生活困難
 - 入院原因の傷病治療 vs. 栄養状態・経口摂取力・排泄 etc.
 - 新型コロナウイルス感染症はこうした事態を増加させた

10/10/2023 版權 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

2

急性期入院：ニーズの変化

- 「治す」ための入院医療ニーズに加え...
 - 古典的パス：急性期病床入院→必要なら回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟などへの入院→在宅生活復帰(在宅療養)
 - 急性期入院の理由となった傷病の退院後ケアに加え、複数の慢性症状を抱えながらも居宅に戻って暮らすための医療
 - 退院後の生活復帰と再入院防止を意識した医療・生活の継続性を支える医療

10/10/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

3

これからが本格的超高齢社会

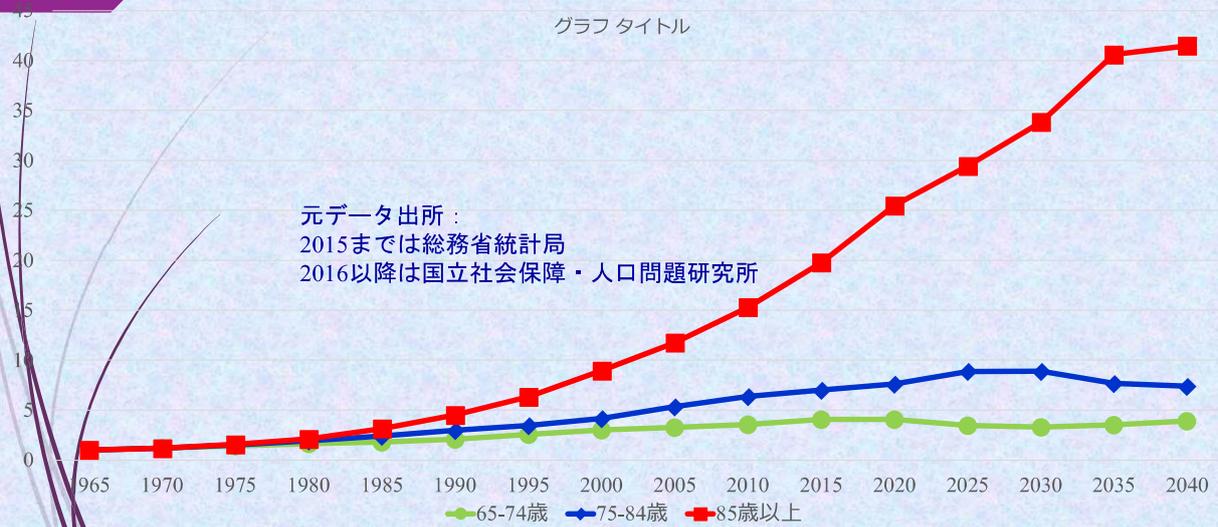
- 死亡年齢ピーク：男85歳、女92歳 (人口動態統計2021)
- 年間死亡者数に占める65歳以下の比率
 - 1964年東京オリンピックの頃は4割→2020年：1割
- 超高齢者急増
 - 85歳以上人口：24万人(1965)→1,000万人(2035)
 - 100歳以上人口：135人(1965) → 50万人(2049)

10/10/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

4

超高齢者急増：1965-2040

グラフタイトル



10/10/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

5

今後加速するニーズの変化

- 85歳以上のリスクファクター
 - 加齢とライフイベント
- 超高齢化の一層の進展と多死時代に備えて
 - さまざまな障害があっても参加・挑戦
 - 急性期医療と介護の折り合い cf. “病院介護士”
 - 人生からの尊厳ある卒業を支援する看取り

10/10/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

6

地域包括ケアシステムの進展

■ コアの進化

- 医療・介護・保健・福祉専門職の協働と客観的評価
- 事業所間および制度間の連携

■ 広がり

- 暮らし支援・住まい ⇒ まちづくり

■ 深化／深まり

- 参加支援：社会的孤立・排除の防止と早期対処
- →社会的包摂

10/10/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

7

7

地域包括ケアシステムの進展

■ コアの進化：超高齢化の一層の進展と多死時代に備えて

- 急性期医療と介護の折り合い
- 循環利用：介護は受け皿？
- リハビリテーション・栄養ケア・口腔ケア
- 人生からの尊厳ある卒業を支援する看取り

■ 「おおむね在宅、時々入院、誰もが卒業」

10/10/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

8

8

地域包括ケアシステムの進展・広がり 地域デザイン

- 地域デザイン力が弱くとも大部分の住民は自活できた
- 家庭内自立でも暮らしの支援：フレイル予防／進行緩和
 - 生活支援＞介護保険外サービス、インフォーマルサービス
 - 日常生活機能：一部の家事・外出・家電操作・通信 etc.
 - 一定のリテラシー要：金融・住まい・契約・財産管理/相続 etc.
 - 突然の困りごとへの対応
 - 何より社会性低下防止：SNS活用
- 生活支援コーディネータ、市町村のリーダーシップ

10/10/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

9

地域包括ケアシステムの進展・深まり 社会分断リスクを防ぐ

- 経済格差→社会分断
 - 協同活動・協働作業・自由参加の主体的活動のみならず共同の場にも加わりにくい人の増加
- 社会的包摂＝孤立する(見えなくなる)可能性のある人を放置しない
 - 認知症の人と家族、引き籠り/ごみ屋敷
 - 生活困窮者、取り分け子供の貧困・孤立、8050
 - 障害者、LGBTQA+、外国人居住者etc.

10/10/2023 著作権 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

10

人材確保をめぐって

- 処遇改善と働き方改革は必要条件. Not 十分条件
 - cf. 住民勧誘策
 - 離職率低下の大切さ
- 医療介護業界だけではない人材不足
 - 医療・介護・保育
 - 運輸、建設・土木、空港業務員、生活衛生
 - 公立学校教員、公務員
 - 情報関連 etc.
- 業務改善・生産性とモチベーション向上

10/10/2023 版權 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋

まとめ

- 自助：緩く考える、互助・共助・公助を利用する力
- 互助：日本では金銭面は弱い、多様性への寛容が基礎
- 共助：100兆円+、ガバナンス
- 公助：緊急対応のつぎはぎ設計を超えて

10/10/2023 版權 埼玉県立大学・慶應義塾大学 田中 滋